

令和3年度 事業報告

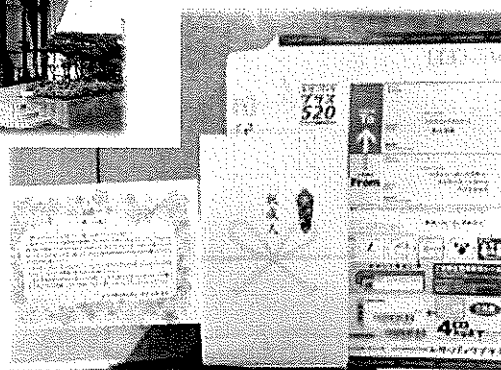
月 日	事 業 内 容	会 場
令和3年 5月14日 (金)	同窓会役員会	本校 高自立活動室
令和3年 <del>7月25日 (日)</del> ※中止	<del>第36回 同窓会総会並びに成人を祝う会</del>	グラウンド平成
令和3年 <del>10月8日 (金)</del> ※中止	同窓会役員会	本校 高自立活動室
令和4年 3月15日 (火)	同窓会入会式	本校体育館

※第36回同窓会総会並びに成人を祝う会については、以下のように対応しました。

令和3年6月「総会中止」のお知らせ(ハガキ) ※「成人を祝う会」について9月に再度案内する旨を連絡  
 令和3年9月「成人を祝う会中止」のお知らせ(ハガキ) ※平成30年、令和元年同窓生に送付  
 令和4年1月 成人者へ記念品(フォトフレーム)の送付 ※1月「成人の日」に合わせて郵送



記念品「フォトフレーム」



# 令和3年度 古川支援学校同窓会会計報告書

## 1 収入の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
前年度より繰越金	237,397	237,397	0	
PTA補助金	30,000	30,000	0	
同窓生入会金	29,000	29,000	0	1,000円×29名(R3年度卒業生)
賛助会員入会金	15,000	16,000	1,000	1,000円×16名(R3年度転入職員)
雑収入	0	2	2	貯金利息
合 計	311,397	312,399	1,002	

## 2 支出の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
通 信 費	50,000	20,853	△29,147	総会中止案内ハガキ 6月発送(63円×274枚) 9月発送(63円×57枚)
会 議 費	6,000	954	△5,046	飲み物(5/14 役員会)
慶 弔 費	100,000	91,150	△ 8,850	成人者祝い品(H30・R元年度卒業生57名分) 成人者祝い品発送代(520円×57件)
事 務 費	6,000	1,574	△ 4,426	ハガキ宛名シール
予 備 費	149,397	0	△ 149,397	
合 計	311,397	114,531	△ 196,866	

## 3 差引残額

収入	支出	残額
312,399	- 114,531	= 197,868円

残金 197,867円は令和4年度 同窓会会計に繰り越します。  
上記の通り、報告いたします。

令和 4 年 3 月 31 日

同窓会会計

種 山 陽 子

### 監査報告

貯金・出納簿と照合の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 4 年 3 月 31 日

同窓会監事

佐藤 章江

日下 郁 健

## 令和4年度 事業計画 (案)

月 日	事 業 内 容	会 場
令和4年 5月20日 (金)	同窓会役員会	本校 集会室
令和4年 7月31日 (日)	第37回 同窓会総会 (書面開催) 二十歳を祝う会	グランド平成
令和4年 10月14日 (金)	同窓会役員会	本校 集会室
令和5年 3月14日 (火)	同窓会入会式	本校体育館 (高等部卒業式終了後)

## 令和4年度 古川支援学校同窓会会計予算書(案)

1	収入金額	269,868 円
2	支出金額	269,868 円
3	差引残額	0円

### 1 収入の部

単位:円

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
前年度より繰越金	237,397	197,868	△39,530	
PTA補助金	30,000	30,000	0	
同窓生入会金	29,000	27,000	△2,000	1,000円×27名(R4年度卒業生)
賛助会員入会金	15,000	15,000	0	1,000円×15名(R4年度転入教職員)
雑 収 入	0	0	0	
合 計	311,397	269,868	△41,530	

### 2 支出の部

単位:円

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
通 信 費	50,000	55,000	5,000	総会案内状郵送料など
会 議 費	6,000	6,000	0	役員会茶菓(3,000円×2回)
慶 弔 費	100,000	50,000	△50,000	成人者祝い品(1,500円×R2年度卒業生32名分), 電報など
事 務 費	6,000	6,000	0	総会用名札用紙,ハガキ宛名シールなど
予 備 費	149,397	152,868	3,471	
合 計	311,397	269,868	△41,529	

### 3 差引残額

	収入	支出	残額
	269,868	- 269,868	= 0円

上記の通り,提案いたします。

令和 4 年 5 月 20 日

同窓会会計 佐藤 愛

# 宮城県立古川支援学校同窓会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 1. 本会は「宮城県立古川支援学校同窓会」と称し、事務局を学校内に置く。

### (目的及び会員、賛助会員)

- 第2条 1. 本会は会員相互の緊密な連携と親睦を図り、合わせて子弟の福祉の向上に寄与することを目的として設立する。
2. 本会は宮城県立古川養護学校と宮城県立古川支援学校の卒業生とその保護者を会員とし、組織する。
3. 本校に在籍した児童・生徒で転校及び施設入所者で特に希望した場合は会員となることができる。
4. 本会に賛同する個人及び団体は賛助会員となることができる。

### (事業)

- 第3条 1. 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦と連絡提携
  - (2) 会誌及び会報の発行
  - (3) 卒業式後入会式を行う
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組 織

### (組織)

- 第4条 1. 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 幹 事 6名 (教頭)
  - (4) 監 事 3名
  - (5) 庶 務 1名 (学校)
  - (6) 会 計 1名 (学校)
  - (7) 参 与
  - (8) 顧 問

### (役員を選出)

- 第5条 1. 会長及び副会長は総会の承認を経て、会員のうちから選出する。
2. 幹事は会長が各地区の新会員と学校から1名ずつ委嘱する。
3. 監事は新会員から選出する。

### (任務)

- 第6条 1. 会長は会を代表し、会務を統括整理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 幹事は会の運営と各地区の会員との連絡調整に当たる。
4. 監事は会計を監査し総会に報告する。

(任期)

- 第7条 1. 役員の任期は原則1年とする。補欠の役員については前任者の残任期間とする。  
2. 役員は再任されることがある。

(参与及び顧問)

- 第8条 1. 校長は本会の参与とする。  
2. 本会に顧問を置くことができる。顧問は本会の諮問に応じる。

### 第3章 会議

(総会)

- 第9条 1. 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、役員に諮って臨時に開くことができる。  
2. 総会に付議すべき事項は次の通りとする。  
(1) 事業計画及び予算に関すること。  
(2) 事業報告及び決算に関すること。  
(3) 役員改選に関すること。  
(4) 規約の改正に関すること。  
(5) その他必要と認める事項。

### 第4章 会計

(経費及び会計年度)

- 第10条 1. 会員は入会時に入会金を納入する。入会金は1,000円とする。  
2. 本会の経費は入会金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。  
3. 臨時経費については総会で決定する。  
4. 会員への弔意事項等については、その都度協議の上決定する。  
5. 会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

1. 本規約は平成7年8月1日から実施する。
2. 本規約は平成8年8月1日から(第3条(3)を加え)実施する。
3. 第10条4. を平成12年8月6日改正。
4. 第7条1. を平成16年7月25日改正。
5. 第5条1. を平成17年7月31日改正。
6. 第1条を平成21年7月26日改正。校名変更による。
7. 平成28年より旧飯川会会員が同窓会賛助会員になる。
8. 第4条(3)(4)(7)(8), 第10条4. を平成28年7月31日に改正。  
飯川会と統合による。
9. 第7条1. の(幹事及び監事)を削除する。
10. 第4条1. (2)を令和2年5月15日改正。